

令和元年度 岐阜市障害者総合支援協議会 第7回専門部会 議事要旨

日 時 令和元年12月26日(木)

15:30~17:00

場 所 岐阜市役所本庁舎 大会議室

出席者 関係機関・団体 8か所、 8名  
関係法人 4か所、 4名  
相談支援事業所 14か所、 14名  
基幹相談支援サテライト 4か所、 4名  
(合計 30か所、 30名)

○検討テーマ・・・障がい者虐待防止について

岐阜市における今年度の障がい者虐待相談事業の進捗状況の報告および各関係機関における障がい者虐待の防止に関する取組等の報告と、実際の事例を元に意見交流を実施し、今後の虐待防止ネットワークの構築や早期発見・普及啓発等について、各関係機関の役割の確認と連携方法について検討することを目的として実施。

※本専門部会は進捗状況等の個人情報の取り扱いがあることから非公開として実施。

【1. はじめに】

事務局より岐阜市総合支援協議会の役割や本日の趣旨について説明。

【2. 障害者虐待防止法の概要について】

事務局より障害者虐待防止法の目的や虐待種別ごとの対応スキーム等の説明。(資料1-1)

また平成30年度の都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等および県内の障害者虐待の状況について紹介。(資料1-2・1-3)

【3. 各関係機関の取り組み等報告】

<県障害者権利擁護センター>

- ・障害者虐待に関する通報・届出を受理しており、平成30年度の相談件数や内容等について報告。虐待の判断や通報後の対応等についての相談も受ける。
- ・市町村支援として「岐阜県障がい者虐待防止等市町村チーム派遣事業」を行い、事実確認後の虐待判断基準等について、弁護士・社会福祉士がケース会議に出席し助言している。平成30年度は3件だった。
- ・「岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修」として厚生労働省の伝達研修を開催しており、今年度で8回目。市町村・相談支援事業所向けを1回、設置者・管理者向けを県内3か所で開催。
- ・障がい者虐待防止に関する啓発活動にも力を入れている。

<県弁護士会>

- ・弁護士会の中で障がい者権利擁護に関する委員会があり、虐待を含めて対応している。
- ・市町村のケース会議に弁護士を派遣している。

#### <市社会福祉協議会>

- ・日常生活自立支援事業において金銭管理を行っている障がい者の金銭搾取に関わることがあり、市と連携しながら慎重に対応している。

#### <市民生委員・児童委員協議会>

- ・避難行動要支援者名簿登録者から障がい者を把握することはあるが、多くは障がいの有無に関わらず地域住民として相談に応じている。

#### <機能強化型地域包括支援センター>

- ・高齢者支援の中で、障がい者への虐待に気付いた時は市や関係機関と対応をしている。

#### <身体障害者相談員>

- ・相談員は68人いるが、虐待として相談を受けたり問題になったりしているケースにあたることはない。

#### <知的障害者相談員>

- ・被虐待者は若い人が増えており、自閉傾向が強い知的障がい者が多いというデータもある。支援者が研修等で障がい理解を深め対応してほしい。

#### <県ソーシャルワーカー協会>

- ・医療機関の機能評価項目の中に「障がい者虐待マニュアルの設置」があり、マニュアルに基づき対応している医療機関もある。
- ・医療機関として市町村や県権利擁護センターと連携し対応したケースもある。

### 【4. 岐阜市の取り組み等報告】

事務局より岐阜市の虐待に関する取り組みの説明。(資料2)

「事業所職員向け研修も開催してほしい」という要望を受け、岐阜市で1月16日に「事業所職員向け障がい者虐待防止研修会」を開催する。

### 【5. 岐阜市における障がい者虐待の進捗状況報告】

事務局より平成31年1月から令和元年12月末現在の岐阜市の障がい者虐待相談・通報受理件数、岐阜市において虐待認定したケースの進捗状況を報告。(資料非公開)

### 【6. 事例検討・意見交流】

2グループに分かれ、岐阜市において虐待認定した一事例を元に一連の対応について振り返り、「本事例の関係者であったと想定した場合どのような関わり・支援ができるか」をテーマに、通報後や今後の虐待再発防止に向けた対応、さらに本事例のみならず障がい者虐待防止・早期発見において各機関で支援できる場面と内容等について意見交流を実施。

#### <1グループ>

- ・事例は一般の人が通報者であり、障がい者虐待防止について社会の目が向いてきたと言えるかもしれない。
- ・岐阜市では障がい者虐待件数は減少している現状がある。支援者や周囲の介入で虐待防止に至っていることもあるかもしれないが、少しでも気になる事があれば相談・通報する必要がある。

- ・民生委員・児童委員は、近所で気になる家庭があれば「地域の目」として家庭訪問する等関わることができる。
- ・家族と支援者で感覚や捉え方が異なることで「虐待」と受け取られる場合もある。家族と支援者の間で行き違いがあった時に、相談支援専門員が間に入り、話し合いができると良い。
- ・全ては障がい者本人のための支援であり、少しでも気になることがあれば本人・家族と関係機関によるチームでの支援が大切。

### <2グループ>

- ・事例はサービス提供事業所が本人の変化を把握していたが、なぜ通報・相談しなかったのか。
- ・サービス提供事業所としては、家族との関係も大切につつ、疑わしい事があればすぐに家族や支援者に徹底的に事実確認し、市町村に相談・通報するようにしている。
- ・明らかに虐待と判断できない場合、虐待の判断が迷う場合や心配な事がある場合だと、通報することに対して躊躇してしまうが、相談として速やかに市町村に連絡できると良い。
- ・養護者による虐待が疑われる場合、相談支援専門員は家族との関係が切れてしまわないよう、日頃から本人・家族の状況を把握したり、関係機関と連携している。
- ・本人に障がいゆえの育てづらさや関わりづらさがある場合、困り事に対して相談支援専門員がモニタリング時等に具体的にアドバイスしたり、関係機関に繋いだりすることで、虐待防止につながる対応をしている。
- ・障がい者虐待防止のためには、日頃から関係機関で協力・連携した支援が大切である。

### 【まとめ】

障がい者虐待防止および相談等の対応について、各関係機関からの役割や取り組みと、必要に応じて関係機関で連携しながら対応している現状を共有できた。さらに実際の事例を通じて、各関係機関の具体的な対応について認識を深め、連携の必要性・方法について検討できた。虐待の判断や相談・通報に迷うこともあるだろうが、虐待防止・早期発見のためには、各関係機関における日々の支援および連携が大切であることを再認識できた。

### 【当日の様子】

